

# 研究倫理規程

施行：2021年（令和3年）2月15日

（目的）

第1条 公益財団法人NIRA総合研究開発機構（以下「財団」という。）は、財団において研究活動に携わるすべての者（以下「研究者」という。）が、学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、研究を遂行する上で求められる研究者の行動・態度の倫理的指針をここに定める。

（定義）

第2条 「研究者」とは、財団に所属する研究員のほか、財団で研究活動に従事するすべての研究員等を指す。

2 「研究対象者」とは、前項の研究者が実施する研究に対して、個人又は組織等の情報・データ等を提供する者をいう。

（研究者の態度）

第3条 研究者は、真理の探究である研究活動を誠実に行う責任を自覚し、常に正直かつ、誠実に判断、そして行動し、専門知識・能力の維持向上に努め、研究によって生み出される知の正確さや正当性を示す最善の努力を払わなければならない。

- 2 研究者は、研究において、生命を尊重し、基本的人権を尊重しなければならない。
- 3 研究者は、研究活動に関する、法令や規程、ガイドライン等を熟知し、適切な訓練を受け、それを遵守しなければならない。
- 4 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、慣習、規律の理解に努めるとともに、他の研究者の研究成果や業績を正当に評価し尊重しなければならない。
- 5 研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく、明瞭に説明できるよう努めなければならない。

（研究のための情報・データ等の収集、インフォームド・コンセント）

第4条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

- 2 研究者は、個人情報・データ等を収集又は採取する場合は、その情報・データ等の収集方法等について、あらかじめ研究対象者に説明しなければならない。
- 3 研究者は、個人情報・データ等を収集又は採取する場合において、研究対象者に事前に一部の説明を行うことができない正当な理由がある場合は、情報・データ等を収集又は採取した後速やかにその事情を説明し、研究対象者の了解を得なければならない。
- 4 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項までに準ずるものとする。

(個人情報取り扱い)

第5条 研究者が、研究対象者に関する個人情報を入手した場合は、法令、ガイドライン及び個人情報管理要領により取り扱うこととし、その管理に細心の注意を払わなければならない。

(研究成果発表の基準)

第6条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、公表に制約のある場合を除き、適切な方法で公表しなければならない。

2 研究者は、研究成果の発表に際しては、ねつ造・改ざん・盗用等の不正行為を行ってはならない。

(研究資金の適正な使用)

第7条 研究者は、財団内外から交付される研究資金を法令及び財団内諸規程に従って適正に使用し、不正使用を行ってはならない。

(財団の責務)

第8条 財団は、研究者の倫理意識の高揚を図るため、必要な啓発及び倫理教育を実施する。

2 財団は、研究者の研究計画が本規程に適合しているか否かについて審査を行うために、研究倫理審査委員会を設置する。

3 財団は、研究者の研究倫理に反する行為に対して適切な措置を講じる。

(改廃及び細則)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。